

エアロウムだより

# うんが いそ う てん 雲外蒼天

社会保険労務士法人エアロウム

代表社員 鶴留 舞

〒820-0067 飯塚市川津 693-47-1F

TEL : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 4

FAX : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 8

## 2025年9月号

9月からマイナ保険証がスマホでも利用できるようになります

現在、マイナンバーカードの保有者は、アプリのダウンロードによりマイナンバーカードの機能をスマートフォンで利用できますが、9月よりマイナ保険証の機能が搭載され、機器の準備が整った医療機関等で利用できるようになります。

### ◆マイナ保険証をスマホで使うには？

マイナンバーカードをスマートフォンで使うためには、マイナポータルアプリをダウンロードする必要があります。そして、下記を準備しなければなりません。

- ・実物のマイナンバーカード
- ・券面入力用暗証番号（数字4桁）※iPhoneのみ
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（市町村窓口で設定した英数字6桁～16桁）

マイナポータルアプリからマイナンバーカードをスマートフォンにかざして読み取ると、ログインが完了します。ログイン後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行います。

次に、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載します。詳細は下記デジタル庁のWebサイトを確認してください。

### ●デジタル庁「スマートフォンのマイナンバーカード」

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>

### ◆受付時の操作

医療機関等での受付方法は、マイナ保険証で受付をする際と同様に、顔認証付きカードリーダーを使います。受付画面で該当する端末を選択し、端末で本人認証を行い、スマートフォンが搭載されたマイナ保険証をスマホ用の汎用カードリーダーにかざすと、同意情報の入力に進みます。

### ◆従来の健康保険証はいつまで使えるか？

なお、従来の健康保険証は、マイナ保険証への移行に伴い、順次有効期限（最長で今年の12月1日）を迎えます。そのため、マイナンバーカードを持っていない人やマイナ保険証の利用登録をしていない人には、健康保険組合や自治体から「資格確認書」が交付されます（後期高齢者医療制度に加入の人や、新たに加えられる人等は令和8年7月末までの暫定措置としてマイナ保険証の保有状況にかかわらず交付）。これを医療機関の窓口に提示すれば、これまでと同様に保険診療を受けることができます。

【厚生労働省「9月からマイナ保険証がスマホでも使えます」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00021.html)

【厚生労働省「資格確認書について（マイナ保険証を使わない場合の受診方法）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_45470.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r05.html>

## 従業員の「資格確認書」が会社宛に届いた場合の対応

### ◆「資格確認書」とは

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

しかしながら、令和7年5月のマイナ保険証を利用した人の割合は43.1%（推計値）と半数に届かず、マイナ保険証の利用登録解除を申請する人もいる（6月の受付件数は12,263件）ため、マイナ保険証を保有していない人（マイナカードの電子証明書の有効期限切れの人も含む）すべてに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が申請によらず無償で交付されます。

この資格確認書は、マイナ保険証を使わずに医療機関等で保険診療を受けるために必要となる書面です。

### ◆送付対象者の自宅へ送付

協会けんぽでは、令和7年7月下旬より順次、令和7年12月2日以降にマイナ保険証にて保険診療が受けられない人の資格確認書を、被保険者の自宅へと送付しています。

また、送付対象者がいる事業所に対して、送付対象者が掲載された一覧表を送付しています。

### ◆対象者宅に届かなかった場合は会社宛に送付

協会けんぽの発送した資格確認書が、被保険者の転居等により宛先不明となって届かない場合もあることから、その場合は会社宛に送付するとされており、届いた場合は速やかに本人に配付してほしいとされています。

なお、これらの対応は令和7年4月30日時点の情報に基づき行われているため、既に退職等により資格喪失している人について、一覧表に掲載されていたり資格確認書が届いたりする可能性があります。

【厚生労働省「中医協資料；医療DX推進体制整備加算等の要件の見直しについて」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001521280.pdf>

【厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

【全国健康保険協会「お知らせ（令和7年8月）」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r7-8/7080501/>

## 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

### ◆全国加重平均は1,118円、上昇額は過去最高

10月の改定に向けて議論されている最低賃金について、令和7年8月4日に開催された第71回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表されました。

目安通りに各都道府県で上げが行われた場合の全国加重平均は1,118円で、全国加重平均の上昇額は63円（昨年度は51円）となります。これは昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となり、上げ率は6.0%（昨年度は5.1%）となります。

### ◆全都道府県で1,000円超えに

今後は、この目安を参考に、各地方最低賃金審議会、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議のうえ、答申が行われ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。今年度は、この目安通りに上げが行われれば、すべての都道府県で最低賃金が1,000円を超えることとなります。

### ◆賃上げへの対応を

政府は、最低賃金を2020年代に全国平均で1,500円にするという目標を掲げており、近年、最低賃金については大幅な上げが実施されているところです。

企業が賃上げを実施できるような環境づくりのため、生産性向上の支援として、各種の助成金等の拡充や、経営支援の強化が見込まれます。企業においては、このような国の支援策も確認しつつ、今後も続く賃上げの波に向けて、自社における影響やその対策については十分に検討していきたいところです。

【厚生労働省「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_60788.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html)

業務改善助成金を活用して賃金アップに取り組みませんか？  
担当：中野までご連絡ください（TEL 0948-28-2444）

## 「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」の通達が公表されました

令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険法の被扶養者の認定対象者が19歳以上23歳未満である場合における取扱いについて、通達が公表されました。

### ◆認定対象者が19歳以上23歳未満である場合における取扱い

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うこと。

なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和52年通知と同じとすることとされています。

### ※昭和52年通知の内容

#### 1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

(1) 認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合

(2) (1)の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）、かつ、被保険者の年間収入を上まわっておらず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき

2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

### ◆船員保険法の被扶養者の認定について

上記に準じて取り扱うものとされています。

### ◆施行日 令和7年10月1日

大学生が扶養から外れないようにする就業調整をしていることを受け、人手不足解消の観点から、認定にかかる年間収入の要件を緩和したものです。

大学生の子を扶養する被保険者がいる場合は、必ず押さえておきましょう。

【厚生労働省「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250724S0010.pdf>

## 週4日勤務制がもたらすウェルビーイングの変化

7月21日、オンラインジャーナル誌「Nature Human Behaviour」で、週4日勤務制の導入に伴い従業員のウェルビーイングがどう変化するか検証した論文が公表されました。

### ◆概要

実験は下記の条件で、6カ国（オーストラリア、カナダ、アイルランド、ニュージーランド、イギリス、アメリカ）の141組織（従業員計2,896人）を対象に行われたものです。

- ① 制度導入前に業務の効率と協働性の向上を目的とした改革期間を設ける
- ② 週4日勤務制を導入し6か月にわたって試行する
- ③ 賃金は週5日勤務時と同額を支払う

労働時間は平均で週5時間ほど減少しました。また、対照となる企業12社と比較して、燃え尽き症候群ならびに心身の健康状態が改善し、職務満足度が向上する結果となりました。週8時間の削減に成功した従業員がもっとも大きな改善が見られるなど、労働時間の削減はウェルビーイングとの相関性が認められ、特に個人単位の削減が効果的であったことがわかっています。これは、個人の業務遂行能力の向上、睡眠トラブルの減少と疲労の軽減が要因であるとされています。

### ◆類似の取組み

4 Day Week Foundationが主導し、2022年にイギリスで行った、週4日勤務制に関する上記論文と類似した内容のパイロットプログラムの結果では、退職率と病気による欠勤率がともに50%以上減少したとの結果を公表しています。同プログラムにて、企業収益についてもほぼ横ばい、平均で1.4%増加と、適切な労働時間の削減は収益の低下につながらないことを示しました。同団体の、イギリスで週4日勤務制導入の促進を目指す活動に200以上の組織が参加しています。

導入にあたり業務の再編成が欠かせませんが、従業員のウェルビーイングを改善することで人材の獲得と定着を図る、これからの時代に即した制度といえるでしょう。貴社で導入をご検討の際は、当事務所にご相談ください。

## 9月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]



## 専門家のすごさを実感

手間ひまかけて育てたゴーヤとキュウリが、4収穫してみると…あら???  
キュウリは曲がりくねり、ゴーヤはなぜかミニサイズ。

「農家さん、本当にすごいなあ」とあらためて実感しました。  
真、すごで色っやの!!!野菜を大量に揃えて届けて下さるのですから。

ちなみにこの曲がりキュウリについて Chat GPTに聞いてみたところ  
「日の当たり方が不均衡だったのでは」との回答。

確かにそうかも。でも日の当たり方って調整できるの?  
と新たな疑問も💧



それでも収穫した野菜は味が濃く、美味しくいただきました。  
ちょっと不格好でも、手間をかけたものは愛着がわきますね ♡

来年は少しでも腕を上げられよう工夫してみます。 鶴留

